

食品を安心して選ぶために

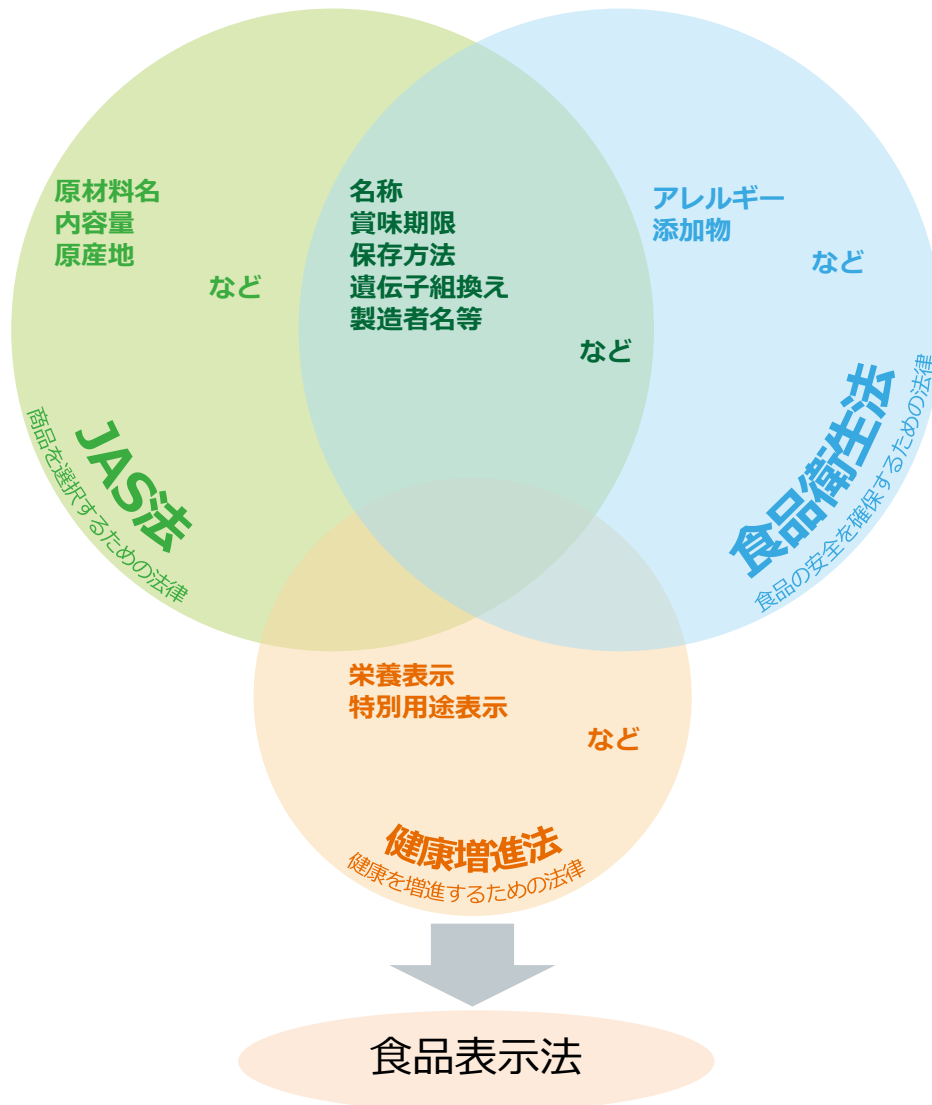
食品表示法

食品表示は、消費者基本法において消費者の権利として位置付けられている消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保などを図る上で、重要な役割を果たすものです。

2015年4月1日から食品表示法が施行され、これまで食品表示について一般的なルールを定めていた食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法の食品の表示に関する規定が統合されたことにより、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設されました。

食品表示一元化のイメージ

[JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係]



新たな食品表示制度では上記3法を統合するだけでなく、従来の食品表示制度の改善も含め、必要な見直しを行いました。

【主な制度の変更点】

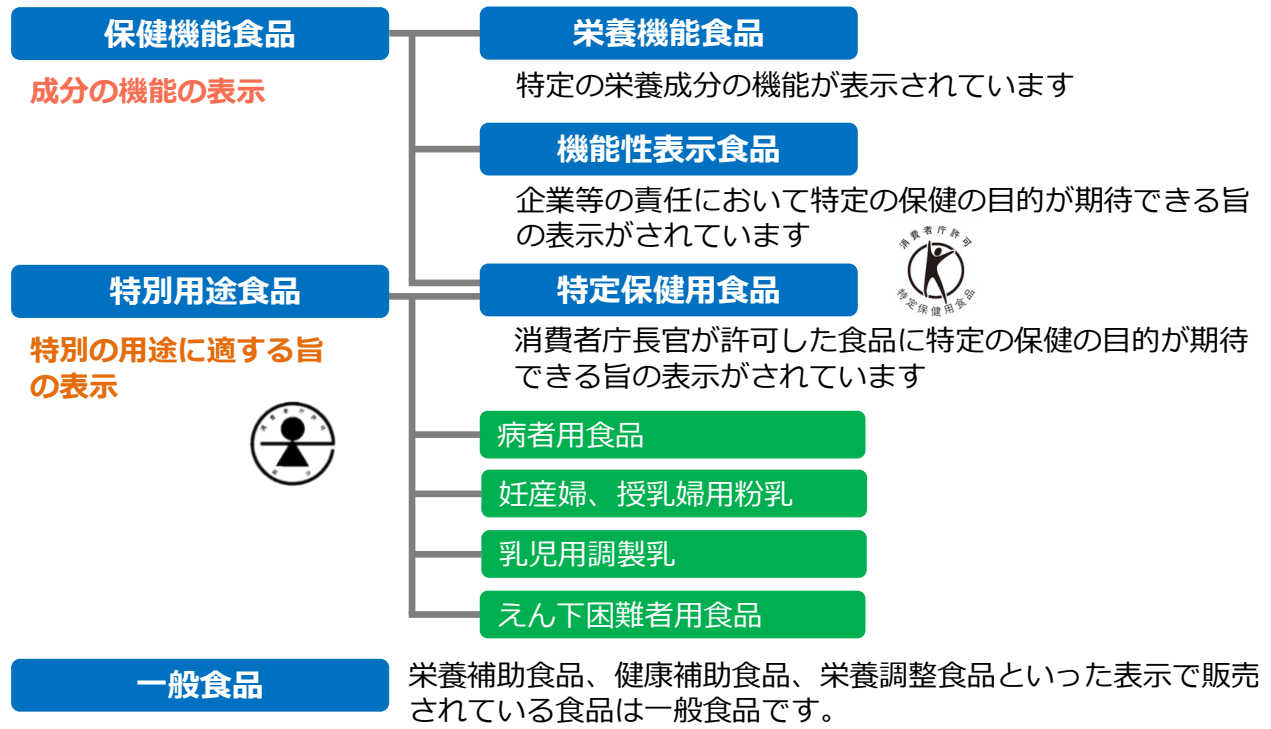
- ・加工食品への栄養成分表示の義務化
- ・アレルギー表示に係るルールの改善
- ・機能性表示食品制度の創設

健康や栄養に関する表示の制度

栄養成分表示

容器包装に入れられた加工食品等には、栄養成分表示が表示されています。また、栄養強調表示や栄養素等表示基準値などの表示がされている食品もあります。栄養成分表示を見れば、食品の熱量や栄養素の量などの栄養的な特徴が分かります。

さらに、成分の機能や特別の用途を表示する場合は、以下の制度があります。



保健機能食品

健康の維持及び増進を目的として、食品に含まれる成分の機能を表示する3種類の制度の表示制度の総称であり、栄養機能食品、機能性表示食品、特定保健用食品があります。

栄養機能食品

一日に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。食品表示基準に規定された基準を満たすことで、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって特定の栄養成分の機能性を表示することができます。

機能性表示食品

機能性関与成分によって特定の保健の目的が期待できる旨を企業等の責任で、科学的根拠に基づき表示することができる食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などを消費者庁長官へ届け出ることが必要です。

特定保健用食品

「おなかの調子を整える」等の特定の保健の用途が期待できる旨が表示できる食品です。特定保健用食品として販売するには、その効果や安全性について国の審査を経た上で消費者庁長官の許可を受けなければなりません。

特別用途食品

乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途についての表示が許可されている食品です。その表示をして食品を販売するには、消費者庁長官の許可を受けなければなりません。